

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第2章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第1節 賃金・物価の動向と対策

1 主要先進諸国及びEU

(1) アメリカ

週当たり名目賃金(民間非農業、生産・非監督的労働者)の推移をみると、97年4.5%、98年4.0%と4%以上の伸びを示している。

この間、消費者物価指数は安定しており、上昇率は2%前後で推移している。95年には名目賃金の伸び率が物価上昇率を下回っていたことから、実質賃金は減少したが、96年以降は名目賃金の伸び率が上回り、実質賃金は増加している。

次に、産業別名目賃金の水準を比較すると、97年は全産業で伸び率が上昇しており、中でも卸売業、小売業、金融・保険・不動産業、サービス業の伸び率の増加が大きい。しかし、業種別の賃金水準を比較すると、卸売業、小売業、金融・保険・不動産業、サービス業は、依然として他業種よりも賃金水準は低く、特にサービス業は製造業の半分以上の水準となっている。

民間部門非農業雇用者の労働費用についてみると、98年3月では時間当たり18.50ドルで、前年比0.53ドル増加した。(96年から97年にかけては0.48ドルの増加)。

表1-2-1 アメリカの実収賃金及び消費者物価上昇率の推移

(%)

	1995年	96年	97年	98年	3月	6月	9月	12月
賃金上昇率(名目)	2.2	3.1	4.5	4.0	4.0	3.7	4.6	3.5
賃金上昇率(実質)	-0.6	0.2	2.2	2.4	2.4	2.3	3.1	1.9
物価上昇率	2.8	2.9	2.3	1.6	1.6	1.4	1.5	1.6

資料出所：アメリカ労働省「Employment and Earnings」

アメリカ商務省「Survey of Current Business」

注1 数値は前年比または前年同期比

2 賃金は、民間非農業、生産・非監督的労働者の週当たり実収賃金(季調値)である。

3 実質賃金上昇率は、各年・各月の賃金上昇率を対応する年・月の物価上昇率でデフレートして算出した。

表1-2-2 産業別実収賃金の推移

表 1 - 2 - 2 産業別実収賃金の推移

(ドル、%)						
	1992年	93年	94年	95年	96年	97年
産業計	363.61	373.64	385.86	394.24	406.61	424.89
鉱業	638.31	646.78	666.62	683.91	707.59	734.12
対前年増減比	1.3	1.3	3.1	2.6	3.5	3.7
対製造業計指数	135.9	133.1	131.5	132.9	133.2	132.7
建設業	537.70	553.63	573.00	587.00	603.33	623.57
対前年増減比	0.8	3.0	3.5	2.4	2.8	3.4
対製造業計指数	114.4	113.9	113.0	114.1	113.6	112.7
製造業	469.86	466.04	506.94	514.59	531.23	553.14
対前年増減比	3.3	3.4	4.3	1.5	3.2	4.1
対製造業計指数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
運輸・公益業	514.37	532.52	547.07	556.72	572.22	592.72
対前年増減比	2.3	3.5	2.7	1.8	2.8	3.6
対製造業計指数	109.5	109.6	107.9	108.2	107.7	107.2
卸売業	435.10	448.47	463.10	476.07	492.92	516.16
対前年増減比	2.4	3.1	3.3	2.8	3.5	4.7
対製造業計指数	92.6	92.3	91.4	92.5	92.8	93.3
小売業	205.06	209.95	216.46	221.47	230.11	241.03
対前年増減比	3.3	2.4	3.1	2.3	3.9	4.7
対製造業計指数	43.6	43.2	42.7	43.0	43.3	43.6
金融・保険・不動産業	387.36	406.33	423.51	442.29	459.52	481.21
対前年増減比	4.4	4.9	4.2	4.4	3.8	4.7
対製造業計指数	82.4	83.6	83.5	85.9	86.5	87.0
サービス業	342.55	350.35	358.80	369.04	382.00	400.33
対前年増減比	3.6	2.3	2.4	2.9	3.5	4.8
対製造業計指数	72.9	72.1	70.8	71.7	71.9	72.4

資料出所：アメリカ労働省「Employment and Earnings」

注 1 賃金は、民間非農業、生産・比監督的労働者の週当たり実収賃金。

2 「対製造業計指数」は、製造業の賃金を100とした場合の指数。

表1-2-3 アメリカの民間非農業雇用者の時間当たり労働費用

表 1 - 2 - 3 アメリカの民間非農業雇用者の時間当たり労働費用

(ドル、%)						
	実数			構成比		
	96年3月	97年3月	98年3月	96年3月	97年3月	98年3月
合 計	17.49	17.97	18.50	100.0	100.0	100.0
基 本 賃 金	12.58	13.04	13.47	71.9	72.5	72.8
基本賃金 以外	4.91	4.94	5.02	28.1	27.5	27.1
有 給 休 暇	1.12	1.14	1.16	6.4	6.3	6.3
長期 休暇	0.55	0.57	0.58	3.2	3.2	3.1
短期 休暇	0.38	0.39	0.40	2.2	2.2	2.2
病気 休暇	0.14	0.13	0.14	0.8	0.7	0.8
そ の 他	0.05	0.05	0.05	0.3	0.3	0.3
補足的 給付	0.49	0.51	0.56	2.8	2.9	3.0
奨 励 金	0.20	0.21	0.22	1.1	1.1	1.2
交替 手当	0.06	0.05	0.05	0.3	0.3	0.3
一 時 金	0.24	0.26	0.29	1.4	1.4	1.6
保 険	1.14	1.09	1.10	6.5	6.1	5.9
年金及び貯蓄	0.55	0.55	0.55	3.1	3.0	3.0
法定 福利費	1.59	1.62	1.63	9.1	9.0	8.8
社会 保険	1.05	1.08	1.12	6.0	6.0	6.1
連邦失業保険	0.03	0.03	0.03	0.2	0.2	0.2
州失業保険	0.12	0.12	0.11	0.7	0.6	0.6
労災 保険	0.40	0.39	0.36	2.3	2.2	1.9
そ の 他	0.03	0.03	0.03	0.2	0.1	0.2

資料出所：アメリカ労働省労働統計局

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第2章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第1節 賃金・物価の動向と対策

1 主要先進諸国及びEU

(2) イギリス

イ 賃金・物価の動向

賃金上昇率(名目)は、96年3.9%、97年4.4%の後、98年は5%台で推移しているが、小売物価上昇率も98年は3%台で推移していることから、賃金上昇率(実質)は引き続き1%台となっている。

表1-2-4 イギリスの賃金・小売物価上昇率(前年同期比)の推移

	1995年	96年	97年	98年	(%)			
					3月	6月	9月	12月
賃金上昇率(名目)	3.3	3.9	4.4		5.0	5.4	5.0	4.2
賃金上昇率(実質)	20.2	1.5	1.3		1.4	1.6	1.7	1.4
小売物価上昇率	3.5	2.4	3.1		3.5	3.7	3.2	2.8

資料出所：国家統計局「Labour Market Trends」

注 実質賃金上昇率は、各年、各四半期の賃金上昇率に対応する年、四半期の物価上昇率でデフレートして算出した。

98年以降は、賃金上昇率の計算方法が変更されたため、それ以前の数値とは連続しない。

1998年の全産業フルタイム雇用者の週当たり実収賃金は、384.5ポンド（1ポンド＝約197円、1999年3月。国家統計局「New Earnings Survey 1998 PartA」）であった。

ロ 最低賃金制度の復活

最低賃金制度は、前保守党政権下で労働市場の柔軟化を妨げ競争力喪失につながる等の理由から93年に廃止されたが、労働党政権により復活され、最低賃金法が98年7月31日に成立し、99年4月1日から施行されることとなった。具体的な最低賃金額等については、貿易産業大臣が規則で定めることとされており、99年2月16日、最低賃金法施行規則案が議会の承認を得るために提出された。その主な内容は以下のとおりである。

規則の主な内容

(イ) 最低賃金額

時給3.6ポンド。ただし、

a 18から21歳までの若年労働者は、時給3ポンド。

b 22歳以上の労働者で採用後6ヶ月の間一定の訓練を受けている者は、時給3.2ポンド。

最低賃金額については、例えば、食費補助は算定されず、また、ボーナスは算定されるが、直接従業員が受け取るチップ、時間外手当等は算定されない。

(ロ) 適用除外(注1)

a 18歳未満の全ての労働者。

b 26歳未満の労働者で徒弟・見習い契約となっている者(1年間のみ)。

c 26歳以上の者で、新規採用後6ヶ月以内の者。

d 政府の訓練計画に基づく雇用関係のない訓練生。教育実習生。

e 家族の一員として働き生活している者(家事手伝いと交換に住み込んでいる学生等)、家事手伝い。

また、最低賃金を算定する際の労働時間には、出張等の移動時間、通常の研修時間等は算定されるが、通勤時間は算定されない。

(ハ) 記録の保存

使用者は、賃金の支払いに関する記録を少なくとも3年間保管しなければならない。

今回の規則案制定に先立ち、政府は98年6月18日、低賃金委員会(注2)の答申を踏まえ、最低賃金額を公表しており、それを踏まえて細部も含めて規則案が制定された。

なお、政府の決定額は、低賃金委員会の答申内容を下回る内容となっているが、これについて委員会は政府の決定は現実的なものと述べている。

最低賃金額とは別に規則案で大きな議論を呼んだのは、98年9月に公表されたドラフト段階で提案されていた次の事項を変更し、使用者の負担を軽減したことである。

a 給与明細書に最低賃金に関する記載をするという使用者の義務を不要としたこと。

b 使用者に対する最低賃金に関する詳細な記録の保管義務を廃止し、単純なものとしたこと。

c 家族の一員として働き生活している者を適用除外としたこと。

これに関し、バイヤーズ貿易産業相は、企業に対する不必要な負担を軽減するために行ったものと述べ、最低賃金に関する権利等の一般的な情報は改めて個々の労働者に通知する必要はなく、また最低賃金のみに関する詳細な記録の保管についても不必要なものと判断している。

これについてTUC(労働組合会議)は、最低賃金の重要性を評価しつつも、最低賃金に関する権利の周知は制度の鍵となる要素であるとして政府の決定を厳しく批判した。一方、CBI(英国産業連盟)は不必要な負担が軽減されたとして歓迎している。

なお、最低賃金の施行は内国歳入庁(Inland Revenue。徴税を担当)が行うこととなる。

注1 このほかに、最低賃金法に定められた適用除外として、?自営業者、雇用契約のない重役等、?義務教育年齢以下の者、?軍人、?ボランティア労働者、?漁師、等がある。

注2 97年7月に発足した三者構成の委員会。最低賃金額等について大臣の諮問を受け、首相及び大臣に対し答申を行う。大臣は、委員会の答申に必ずしも従う必要はないが、その場合は議会に対し、理由を述べなくてはならない。委員会では、答申に先立ち、労使団体や企業等からヒアリングを行っている。

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第2章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第1節 賃金・物価の動向と対策

1 主要先進諸国及びEU

(3) ドイツ

西部ドイツでは、97年は、労働協約改訂交渉による賃金の伸びが、過去40年間で最低の1.4%であった(消費者物価上昇率は1.7%であった)が、98年は、主な労働協約改訂交渉において1～2%台での合意が多く、消費者物価上昇率が97年よりもさらに低下して約1%となっていることから、実質賃金は対前年比若干のプラスになったものとみられる。

東部ドイツにおいても、97年は、労働協約改訂交渉による賃金の伸びが1.2%と抑えられたが、98年は、主な労働協約改訂交渉において2%台での合意が多かったことから、97年よりは賃金上昇率が上回るものとみられる。

連邦統計局の発表では、98年の全ドイツの工業の被用者の賃金は、97年に比べて2.3%、116マルク増の5,119マルク(約37万円)となった。

消費者物価は東部ドイツ・西部ドイツとも安定しており、最近はドイツ全土で1%台の低い上昇率で推移しているが、98年に入りさらに上昇率が低下している。

表1-2-5 ドイツの月当たり実収賃金及び消費者物価上昇率の推移

表1-2-5 ドイツの月当たり実収賃金及び消費者物価上昇率の推移 (マルク、%)						
		97年	98年			
			1～3月	4～6月	7～9月	10～12月
月当たり実収賃金						
西部ドイツ	男 性	6305	6435	6350	6420	6443
	上昇率	—	2.1	1.5	2.0	2.3
	女 性	4361	4476	4428	4454	4480
	上昇率	—	2.6	2.5	2.5	2.6
東部ドイツ	男 性	4745	4852	4793	4845	4865
	上昇率	—	2.3	2.4	2.8	2.0
	女 性	3597	3718	3670	3702	3735
	上昇率	—	3.4	3.7	3.4	3.5
消費者物価上昇率						
ドイツ全土		1.8	1.2	1.3	0.8	0.6
西部ドイツ		1.7	1.1	1.3	0.8	0.6
東部ドイツ		2.0	1.5	1.6	1.2	0.5

資料出所：連邦統計局発表、同「Wirtschaft und Statistik」4, 5, 6, 7, 8, 9, 11/98, 2/99」

注 1 月当たり実収賃金は製造業生産労働者のもの。

2 率は対前年比または前年同期比。

3 賃金上昇率は名目。

4 賃金の1～3月期は1月、4～6月期は4月、7～9月期は7月、10～12月期は10月の数値。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第2章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第1節 賃金・物価の動向と対策

1 主要先進諸国及びEU

(4) フランス

非農業生産労働者の賃金(時間当たり賃金)は、97年の前年比2.8%増の後、98年も2%台で推移している。消費者物価は97年は前年比1.2%増となった後、98年は、4～6月期の同1.0%増を除き、0～1%で推移している。

労働者の年収を労働者の種類別にみると、95年は生産労働者で90,700フラン、事務的労働者で94,000フラン、専門職・中間管理職で135,800フランとなった。

毎年7月1日に改訂される法定最低賃金(SMIC)は、98年には、97年の1時間当たり39.43フランから40.22フランに引き上げられた。

表1-2-6 フランスの賃金・消費者物価上昇率の推移

表1-2-6 フランスの賃金・消費者物価上昇率の推移

	1995年	96年	97年	98年			
				1～3月	4～6	7～9	10～12
賃金上昇率	2.4	2.2	2.8	2.6	2.4	2.1	2.0
消費者物価上昇率	1.8	2.1	1.1	0.5	1.0	0.8	0.3

資料出所：雇用連帯省「Bulletin mensuel des statistiques du travail juillet 1998」 Liaisons sociales「Liaisons sociales」
経済企画庁「海外経済データ」

注1 非農業。生産労働者の賃金時間率（TSHO;Taux de salaire horaire ouvrier）。
対前年同期比。

2 賃金上昇率の1～3月は1月の、4～6月は4月の、7～9月は7月の、
10～12月は10月の数値。

表1-2-7 労働者の職位別年間賃金

表 1 - 2 - 7 労働者の職位別年間賃金

(フラン)

	専 門 職 ・ 中間管理職	事務的労働者	生産労働者
1994年	131,589	90,773	87,408
1995年	135,800	94,000	90,700

資料出所：国立統計経済研究院（I N S E E）「Annuaire statistique de la France édition 1998」

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第2章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第1節 賃金・物価の動向と対策

1 主要先進諸国及びEU

(5) イタリア

生産労働者の賃金(時間当たり賃金率)は、97年の前年比3.6%増の後、98年1～3月期対前年比2.0%増、4～6月期3.1%増となった。消費者物価は97年の前年比2.1%増の後、98年も引き続き2%台で推移している。

表1-2-8 イタリアの賃金・消費者物価上昇率の推移

(%)

	1995年	96年	97年	98年		
				1～3月	4～6月	7～9月
賃金上昇率	3.1	1.8	3.6	2.0	3.1	
消費者物価上昇率	5.1	4.0	2.1	2.1	2.1	2.1

資料出所：OECD「Main Economic Indicators 12/1998」

注 賃金は、工業部門における時間当たり賃金率 (wage rate)。
1990年=100とした数値。

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第2章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第1節 賃金・物価の動向と対策

1 主要先進諸国及びEU

(6) カナダ

週当たり実収賃金の上昇率は96年2.1%となった後、97年2.1%、98年1.3%となった。消費者物価上昇率は、98年に入ってから1%以下と安定している。

97年の産業別週当たり実収賃金をみると、最も高いのは鉱業で1,057.61カナダ・ドル(99年1月現在1カナダ・ドル=77.31円)、次いで森林業の793.12カナダ・ドルとなっているが、前年比上昇率が最も高いのは、金融・保険・不動産業の5.3%、次いで森林業の3.2%となっている。一方、行政はサービス業の中で実収賃金が比較的高い739.57カナダ・ドルであるが、前年比上昇率は95年から3年連続して唯一マイナスとなっている。

表1-2-9 カナダの賃金・消費者物価上昇率

表 1 - 2 - 9 カナダの賃金・消費者物価上昇率

(%)

	1995年	96年	97年	98年				
					3月	6月	9月	12月
賃金上昇率(名目)	1.0	2.1	2.1	1.3	1.8	1.3	1.3	1.3
賃金上昇率(実質)	-1.2	0.5	0.5	0.4	0.9	0.3	0.6	0.3
物価上昇率	2.2	1.6	1.6	0.9	0.9	1.0	0.7	1.0

資料出所：カナダ統計局「Canadian Economic Observer」

注1 賃金は週当たり実収賃金(産業計)、賃金・物価上昇率ともに前年比または前年同期比である。

注2 実質賃金上昇率は、各年・各月の賃金上昇率を対応する年・月の物価上昇率でデフレートして算出した。

表1-2-10 カナダの産業別週当たり実収賃金(1997年)

表 1 - 2 - 10 カナダの産業別過当り実収賃金 (1997年)

(カナダ・ドル、%)

産 業	実 数	上昇率 (前年比)
工 業	762.22	2.7
森 林 業	793.12	3.2
鉱 業	1,057.61	1.8
製 造 業	736.69	2.8
建 設 業	711.35	2.3
サービス業	548.56	1.7
運輸・通信・公益業	754.55	2.6
商 業	451.89	2.8
金融・保険・不動産業	742.17	5.3
サービス業	506.57	1.1
行 政	739.57	-0.1

資料出所：カナダ統計局「Canadian Economic Observer」

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第2章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第1節 賃金・物価の動向と対策

1 主要先進諸国及びEU

(7) EU

イ 賃金・物価の動向

製造業労働者の時間当たり名目賃金の上昇率は、93年以降低下傾向にあったが、97年は3.0%と96年の3.9%から0.9ポイント低下した。消費者物価上昇率は、93年以降3%台で推移していたが、96年は2.5%、97年は2.0%と低下している。

表1-2-11 EUの実収賃金及び消費者物価上昇率の推移

表1-2-11 EUの実収賃金及び消費者物価上昇率の推移							
	1994年	95年	96年	97年	98年 (%)		
					1～3月	4～6月	7～9月
実収賃金上昇率(製造業)	4.2	3.3	3.9	3.0			
消費者物価上昇率	3.1	3.1	2.5	2.0	0.3	0.8	0.2

資料出所：OECD「Main Economic Indicators」
注 EU15カ国の数値

ロ EU統計局、賃金格差統計を発表

EU統計局は98年7月7日、職種による所得格差に関する統計を発表した。この統計は95年に初めて実施された賃金構造調査結果に基づき、加盟国中11カ国について所得分配状況を示している。

(イ) 職種別の所得格差(最高所得職種と最低所得職種との所得水準の格差)は、イタリアが最大で3.99倍、ついでルクセンブルクの3.86倍、スペインの3.30倍、フランスの3.24倍となっている。一方所得格差の小さい国をみると、オランダが最小の1.94倍、次いでデンマークの2.10倍、スウェーデン、東部ドイツの2.17倍という順である。

また、平均賃金と最高所得職種の格差で見ても、イタリアは3.13倍と最も大きくなっている。逆にオランダはこの数値も1.44倍と最も小さくなっている。このほか、イギリス(1.5倍)、スウェーデン(1.60倍)、デンマーク(1.61倍)などが小さくなっている。

(ロ) 最高所得職種は各国とも一様に管理職(Managers)となっているが、所得格差の大きいイタリア、フランスでは、この経営職と第2位所得職種である専門職(Professionals)が3位以下を大きく引き離しているのが特徴である。この上位2職種と第3位の職種(技術職(Technicians)など)との格差は他国では概ね1.3倍程度であるのに対し、イタリア、フランスでは1.8倍となっている。

また、国によっては必ずしも非熟練労働職(Elementary jobs)が最低所得職種となっていない。東部ドイツ、フィンランド及びイギリスではサービス・販売職が最も所得が低い。また、ギリシャ、オランダ、フィンランド、スウェーデン及びイギリスでは事務職の所得が肉体労働者の所得を下回っている。

地域格差をみると、北部の加盟国の総所得が南部のそれを上回っている。また、北部の国では勤続年数の所得に与える影響は小さい。

また、同報告はオランダ、スウェーデン及びフィンランドにおいて所得が職種間で最も公平に分配されていると示唆している。

(ハ) また、どの国においても高い教育水準が高い所得につながっている。フランスでは大学相当の教育を受けている者は、その下の教育水準の1.57倍の所得を得ている。

(二) また、産業別でみると、金融業が最も所得が高く、ホテル・飲食業が最も所得が低くなっている。

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第2章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第1節 賃金・物価の動向と対策

2 アジア

(1) 韓国

韓国の月間実収賃金(非農林漁業雇用者、事業所規模10人以上)の上昇率は、89年の21.1%をピークとして低下傾向にあり、95年は11.2%と87年民主化(10.1%)以降では最低水準となり、97年も7.0%と低下した。98年はさらに低下し、-2.4%となった。

消費者物価上昇率は、95年4.5%、96年5.0%と推移した後、97年に入ると農産物価格の安定等から4.5%と低下した。しかし通貨危機による影響で同年末から98年初にかけて急上昇し、98年は7.5%となった。

表1-2-12 実収賃金及び消費者物価上昇率の推移

(%)

	1995年	96年	97年	98年
月間実収賃金上昇率	11.2	11.9	7.0	-2.4
消費者物価上昇率	4.5	4.9	4.4	7.5

資料出所：韓国統計庁「Monthly Statistics of Korea」

賃金は非農林漁業（事業所規模10人以上）

注 前年比

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第2章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第1節 賃金・物価の動向と対策

2 アジア

(2) シンガポール

イ 賃金・物価の動向

消費者物価上昇率は、94年にGST(一般消費税)の導入に伴って物価が上昇し3.1%となった後、95年1.7%、96年1.4%、97年2.0%と安定して推移してきたが、98年は第3四半期以降マイナスに転じ、-0.3%となった。

表1-2-13 シンガポールの賃金・消費者物価上昇率の推移

表1-2-13 シンガポールの賃金・消費者物価上昇率の推移

(%)

	1994年	95年	96年	97年	98年				
						1～3月	4～6月	7～9月	10～12月
月間実収賃金上昇率	8.8	6.4	5.8	5.7	2.8	4.8	4.3	2.9	-0.3
消費者物価上昇率	3.1	1.7	1.4	2.0	-0.3	1.1	0.3	-0.8	-1.6

資料出所：貿易産業省統計局「Economic Survey of Singapore IQ 1999」

人材開発省「Labour Market 1998」

注1 賃金は6大産業（製造業、建設業、商業、運輸・通信業、金融・保険・不動産業、対社会・個人サービス業）の数値。

2 前年比又は前年同期比。

ロ 全国賃金審議会(NWC)による賃金ガイドラインの改訂

全国賃金審議会(NWC)は、個別企業において毎年6月から7月にかけて行われる賃金交渉の目安となる賃金ガイドラインを策定しているが、98年11月に、アジア域内の経済情勢の悪化を背景に、同年5月に発表した賃金ガイドラインを改訂した(注)。

98年5月の賃金ガイドラインのポイントは次のとおり。経済減速を反映して、失業の抑制、競争力の維

持、雇用の確保を目指した内容となっている。

? 賃金引き上げの抑制(wage restraint)

? 賃金外コストの抑制(containment of non-wage cost)

? 生産性の向上(productivity improvement)

? 能力開発(employability training)

しかし、このガイドラインの発表後に、シンガポールの賃金コストの上昇と周辺のアジア諸国の通貨下落によって輸出競争力が相対的に低下し、輸出依存度が高いシンガポール経済がさらに不振に陥ったことから、同年11月、投資家の信頼向上、企業の競争力回復及び雇用の確保を図るべく、賃金ガイドラインの再改訂が行われた。そのポイントは次のとおり。

(イ) 賃金削減ガイドライン

CPFの使用者負担率を現行20%から10%へ削減、1997年比5～8%の賃金削減。

(ロ) 柔軟型賃金システムによる賃金削減

賃金の削減に当たり、賃金を構成する基本給外のボーナス、13ヶ月目の手当などの可変給部分を主要対象とすべきこと。

但し、低所得者層への配慮のため、高所得管理者の賃金削減を増大し、低所得労働者の賃金削減を緩和することにより、全賃金コストの削減を達成すべきこと。

(ハ) 賃金外コストの削減

政府に対する賃金外の賃貸料、通信費、光熱費、外国人労働者課徴金、輸送費などのコスト削減に加え、生産性向上のための人材開発への投資を求めること。

(二) 景気回復時のCPF負担率の上方調整

景気回復時において、CPFの使用者負担率を引き上げる方向で調整すること。

(ホ) その他の勧告事項

? 政労使3者協調の精神に基づき、賃金交渉に当たるべきであり、使用者は、労働者に対して、賃金決定に必要な情報を開示すべきこと。

? 賃金交渉において、CPF削減を埋め合わせることは不適當。また、柔軟型賃金システムを導入し

ていない企業は、早急に導入すべきこと。

? 高い生産性を上げている企業は、労働者に対して、労使協定以上の特別給を支給すべきこと。

? 使用者に対して、余剰人員の解雇は最終手段とし、まず、労働時間短縮、一時帰休等他の代替措置を講じること。

? 賃金削減は、労組の組織、未組織に関わらず実施すべきこと。

(注) 年度途中で改訂されるのは85年の景気後退時以来のことである。

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第2章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第1節 賃金・物価の動向と対策

2 アジア

(3) 台湾

実収賃金上昇率は90年代に入り低下傾向が続いており、96年の4.1%の後、97年は4.5%と若干上昇したが、98年は2.7%と低下した。

一方消費者物価上昇率は、80年代後半以降3～4%台で推移してきたが、97年は0.9%という低い水準に落ち着いた。しかし、通貨下落により、98年に入り、消費者物価もやや上昇し、1.7%となった。

表1-2-14 台湾の賃金・消費者物価上昇率の推移

表1-2-14 台湾の賃金・消費者物価上昇率の推移

(%)

	1994年	95年	96年	97年	98年
月間実収賃金上昇率	6.6	5.6	4.1	4.5	2.7
消費者物価上昇率	4.1	3.7	3.1	0.9	1.7

資料出所：行政経済院建設委員会「Taiwan Statistical Data Book」、「自由中国之工業」

注 賃金は製造業の数値。

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第2章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第1節 賃金・物価の動向と対策

2 アジア

(4) インドネシア

イ 賃金・物価の動向

97年12月の製造業の週当たり平均賃金は51,400ルピア(約720円:1ルピア=0.014円 99年2月現在)となっている。

消費者物価上昇率は、93年から95年にかけて8～9%台で推移していたが、96年以降低下傾向にあり、96年7.9%の後、97年は6.6%となった。98年は通貨危機の影響もあり、58.4%となり、物価は大幅に上昇している。

ロ 最低賃金額の引き上げ

インドネシア政府は、99年2月17日、地域別最低賃金(注)を4月1日より全国平均16.07%引き上げる旨決定した。

今回の引き上げ率は、前回(98年8月)の引き上げ率(全国平均15%)は上回るが、大幅な物価上昇(98年のインフレ率78%)にも関わらず、労働力需要の低下等を背景にインフレ率を大きく下回った。また、改定後の地域別最低賃金額の最低生存経費(インドネシアで基準となっている、独身者が1日3,000キロカロリー摂取するのに必要な経費)に対する割合は、97年の95%、98年の78.5%からさらに低下し、70%となった。

好調なプランテーション、鉱業等の部門と他産業との業績格差が拡大したこと、地域によっては最低賃金の大幅な引き上げが困難であること等から、今回の改定から、27州中19州において業種別最低賃金が導入されることとなった。業種別最低賃金が導入される州においては地域別と業種別の最低賃金が併用され、各州で決定された特定業種の労働者には当該業種別の最低賃金額、それ以外の労働者には、地域別最低賃金が適用される。なお、今回決定された業種別最低賃金は、地域別最低賃金よりも、0.73%から33.6%高い額となっている。

表1-2-15 ASEAN諸国の賃金・消費者物価上昇率の推移

表1-2-15 ASEAN諸国の賃金・消費者物価上昇率の推移

	1994年	95年	96年	97年	98年	(%)			
						1～3月	4～6月	7～9月	10～12月
インドネシア 賃金上昇率									
消費者物価上昇率	8.5	9.4	7.9	6.6	58.4	27.7	49.7	76.3	78.4
タイ 賃金上昇率	-7.5	13.9	9.8						
消費者物価上昇率	5.1	5.8	5.8	5.6	8.1	9.0	10.3	8.1	5.0
マレーシア 賃金上昇率									
消費者物価上昇率	3.7	3.4	3.5	2.7	5.3	4.3	5.7	5.7	5.4
フィリピン 賃金上昇率	12.3	6.1							
消費者物価上昇率	8.3	8.0	9.1	5.9	9.7	7.9	9.9	10.4	10.5

資料出所：インドネシア＝IFS～IMF “International Financial Statistics”, BADAN PUSAT STATISTIK “Indikator Ekonomi”, BIRO PUSAT STATISTIK “Indikator Ekonomi”

タイ＝労働社会福祉省「Year Book of Labour Statistics」

タイ銀行「Key Economic Indicators」, 「Quarterly Bulletin」

マレーシア＝中央銀行「Monthly Statistical Bulletin」

フィリピン＝労働雇用省、フィリピン中央銀行

経済社会統計庁「Economic Indicators」

注1 数値はすべて対前年（同期）比である。

2 タイは非農業部門の月間基本賃金（休日・ボーナス等は含まない。94年以降については公共部門が含まれていないのでそれ以前のものととは継続しない）、インドネシア、マレーシアの賃金統計については不明。

なお、労働者の実質所得が低下していることから、個別企業の賃金交渉において、使用者側が最低賃金引き上げ率に準じた提案を行った場合には、好調な業種を中心に労働者側が強く反発することも予測される。

(注) 最低賃金の決定にあたっては、まず政労使の代表からなる地方最低賃金審議会が地方の実情を考慮して最低賃金に関する検討結果を州知事に答申する。州知事はこの答申が適切なものと認められる場合には、労働大臣に建議する。労働大臣はこれを受けて州別に最低賃金額を決定し、労働大臣令として公布する。

インドネシア・ジャカルタ特別州における近年の最低賃金額(週)の推移は以下の通りである。

(参考)

(参考) インドネシア・ジャカルタ特別州における近年の最低賃金額(週)の推移は以下の通りである。

適用年月日	95.4.1	96.4.1	97.4.1	98.8.1	99.4.1
最低賃金額	4,600Rp.	5,200Rp.	172,500(5,750)Rp.	198,500(6,617)Rp.	231,000(7,700)Rp.
対前年上昇率	21.1%	13.0%	10.6%	15.1%	16.4%

注 97年、98年及び99年の最低賃金は月額である。なお、() 内の額は月額を30で除したものである。

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第2章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第1節 賃金・物価の動向と対策

2 アジア

(5) タイ

イ 賃金・物価の動向

98年2月の国家統計局による労働力調査によると、製造業者の平均月額賃金は、全国平均で5,539.2バーツ(約17,725円 1バーツ=約3.2円1999年1月)であった。

賃金上昇率は、95年に前年比13.9%の大幅増となった後、96年はやや伸びが低下し同9.8%となった。なお、94年は前年比-7.5%の大幅減となっているが、これは94年に統計の対象を民間企業の雇用者とし、従来対象とされていた公的部門の雇用者を除外する変更が行われたためである。

消費者物価は90年をピークに緩やかに低下し、93年は3.4%となったが、94年以降に再び上昇傾向となり、96年までは5%台で推移した。97年には7月に発生した通貨危機により消費者物価は上昇し、7～9月期は前年同期比6.2%、10～12月期は同7.5%となった。98年に入ってから消費者物価は上昇傾向にあり、1～3月期は前年同期比9.0%、4～6月は同10.3%、7～9月期は8.1%となっているが、10～12月期は5.0%と低下した。

ロ 最低賃金引き上げの凍結

中央賃金委員会は、99年1月より、経済情勢が好転するまで最低賃金引き上げを凍結するとの決定をおこなった。同委員会は、全国労働会議(National Labor Council)からインフレ率と同水準の最低賃金引き上げを求める要請を受け、5時間にわたって協議した末、引き上げ凍結の決定を下した。現在の経済状況下では労使双方とも景気後退により傷ついているが、使用者には最低賃金の引き上げに耐えられる支払い能力がないとの理由が挙げられている。

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第2章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第1節 賃金・物価の動向と対策

2 アジア

(6) マレーシア

消費者物価上昇率は、95年3.4%、96年3.5%と3%台で推移していたが、97年は2.7%と低下した。98年は5.3%と上昇傾向にある。

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第2章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第1節 賃金・物価の動向と対策

2 アジア

(7) フィリピン

イ 賃金・物価の動向

製造業の月間賃金は、94年6,272ペソ(前年比12.3%増)、95年6,654ペソ(同6.1%増)となっている。なお、96年以降賃金の統計は発表されていない。

消費者物価上昇率は、95年8.0%、96年9.1%と、8%で推移していたが、97年は低下し、5.9%となった。98年は1～3月期7.9%、4～6月期は9.9%、7～9月期は10.4%、10～12月期は10.5%と、上昇傾向にある。

ロ 最低賃金の改定

97年11月から98年5月にかけて、カラガ地域を除く15地域における最低賃金の改定が行われた(注)。この結果、マニラ首都圏では1日当たり13ペソの引き上げが実施され、これにより、1日当たりの最低賃金額は、185ペソから198ペソ(約673円、98年4月:1ペソ=約3.4円)となった。

(注) フィリピンの最低賃金は、「1989年賃金合理化法(Wage Rationalization Act, Republic Act No.6727)」に基づき、フィリピンの行政単位の一つである地域(Region:マニラ首都圏、コーディエラ行政区、ムスリム・ミンダナオ自治地域、カラガ地域及びその他12の地域の全16地域)毎に設置された三者構成賃金生産性評議会(Regional Tripartite Wages and Productivity Board)により決定される。その決定事項は賃金命令(Wage Order)として公表されるが、最低賃金の内訳として基本賃金のみを設定する地域や基本賃金の他に生計費手当(COLA:Cost of Living Allowance)を設定する地域など、その内容は地域によって異なる。なお、現行法においては、年に1回のみ最低賃金の引上げが認められている。

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第2章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第1節 賃金・物価の動向と対策

2 アジア

(8) 中国

都市部雇用者の年間実収賃金の上昇率は、93年24.3%、94年34.6%と高い伸びを示したが、経済が全般的に引締め気味に運営される中で、徐々に伸びが低下してきており、96年は12.9%、97年は4.2%となった。

年間実収賃金額(都市部雇用者の全産業平均)は、95年5,500元、96年6,210元となっている。最近は産業間、地域間等の賃金格差が問題になっており、最も高い電気・ガス・水道業は8,816元で、最も低い農林水産業(4,050元)の2倍以上となっている。また、企業形態別では、国有企業は6,280元、集団所有制企業は4,302元、その他企業では8,261元となっている。さらに地域間でも、沿海部の上海では1万663元と内陸部の陝西省(5,156元)の約2倍となっている等格差が生じていることが指摘されている。

表1-2-16 賃金及び消費者物価上昇率の推移

表 1 - 2 - 16 賃金及び消費者物価上昇率の推移

	(%)				
	1993年	94年	95年	96年	97年
月間実収賃金上昇率	24.3	34.6	21.2	12.9	4.2
消費者物価上昇率	14.7	24.1	17.1	8.3	2.1

資料出所：ILO「Yearbook of Labor Statistics」

注 都市部の雇用者（全産業）を対象としている。

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第2章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第1節 賃金・物価の動向と対策

2 アジア

(9) 香港

主要産業雇用者の賃金の上昇率は、95年7.0%、96年6.4%、97年9.7%と高水準で推移したが、98年は2.4%と低下した。

消費者物価上昇率は、91年に12.0%となった後低下傾向にあり、96年6.0%、97年5.7%、98年2.5%となった。

表1-2-17 香港の賃金・物価の推移

表1-2-17 香港の賃金・物価の推移

(%)

	1994年	95年	96年	97年	98年
月間実収賃金上昇率	9.4	7.0	6.4	9.7	2.4
消費者物価上昇率	8.1	8.7	6.0	5.7	2.5

資料出所：香港政府統計処「Hong Kong Monthly Digest of Statistics」

注 香港の賃金は、製造業、卸売・小売業、運輸業、金融・保険・不動産業及びサービス業の生産労働者と非生産労働者（上級の管理職・専門職を除くホワイトカラー）を合わせた全雇用者の賃金指数による。賃金は基本給のほか、額が固定され定期的に支払われる手当等を含む。また、指数の制作等に当たり、労働者構成の変化の賃金に及ぼす影響は除去されている。各年2回、3月及び9月に発表されているが、表中の各年数値は9月調査の数値である。

香港の消費者物価指数は、家計支出額階層別に3種類発表されており、ここに掲載した数値は下位50%の会計支出パターンに基づく指数による。

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第2章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第1節 賃金・物価の動向と対策

3 大洋州

(1) オーストラリア

1983年から96年まで政権の座にあった労働党は、オーストラリア労働組合評議会(ACTU)と8次にわたりアコード(注)という政策協定を締結し、インフレ抑制のため過度な賃上げを抑えてきた。このアコードの効果もあり、週当たり名目賃金の上昇率はここ数年3%以下の水準で推移していた。

96年3月に成立したハワード自由党・国民党連合政権は、労働組合と距離を置く政策をとっており、アコードが廃止されたため、賃金上昇率が上昇傾向に転じることが懸念されていたが、97年以降も急激な上昇はみられない。

消費者物価上昇率は、95年に4%を上回ったが、96年には2.6%、97年には0.3%と低下し、98年に入っても低い水準で推移している。

(注) アコードとは、一般に政府と労働組合(ACTU)の間の「所得と物価に関する合意」と呼ばれているもので、労働組合が賃上げ要求を合理的水準に抑制し、これに対して政府は社会的賃金として年金、医療・福祉サービス、雇用安定、税制等の政策を通じて労働者に対して実質的所得保障を行うもの。内容は労使関係、産業政策、社会保障、教育、保険等多岐にわたり、労働党政府の政策運営の根幹となっていた。

表1-2-18 オーストラリアの賃金・消費者物価上昇率の推移

表 1 - 2 - 18 オーストラリアの賃金・消費者物価上昇率の推移

(%)

	1995年	96年	97年	98年				
					1～3月	4～6月	7～9月	10～12月
賃金上昇率	2.8	3.0	3.1	2.8	2.7	3.2	3.6	1.8
消費者物価上昇率	4.6	2.6	0.3	0.9	-0.2	0.7	1.3	1.6

資料出所：経済企画庁「海外経済データ」

注 数値は前年比または前年同期比

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第2章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第1節 賃金・物価の動向と対策

3 大洋州

(2) ニュージーランド

賃金上昇率は、95年に前年比1.9%の後、96年は同1.9%、97年は同2.7%となった。

消費者物価上昇率は、80年代には一時、10%を超える水準となったが、84年以降実施してきた行財政政策の成果の現れもあり、近年は低い水準を保っている。96年は前年比2.3%の後、97年は同1.1%となった。98年に入ってから、前年同期比1.5%前後の水準で安定して推移している。

表1-2-19 ニュージーランドの賃金・消費者物価上昇率の推移

(%)

	1995年	96年	97年	98年				
					1～3月	4～6月	7～9月	10～12月
賃金上昇率	1.9	1.9	2.7		1.8	1.8	1.8	
消費者物価上昇率	3.7	2.3	1.1		1.8	1.7	1.7	

資料出所：OECD「Main Economic Indicators」

注 数値は前年比または前年同期比

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第2章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第1節 賃金・物価の動向と対策

4 東欧諸国・ロシア

表1-2-20 主な東欧諸国・ロシアの賃金・消費者物価上昇率の推移

表1-2-20 主な東欧諸国・ロシアの賃金・消費者物価上昇率の推移

(%)

		1995年	96年	97年	98年				
						1～3月	4～6月	7～9月	10～12月
チェッコ	賃金上昇率	18.1	17.9	12.2		12.5	11.2	10.7	
	物価上昇率	9.1	8.8	8.5	10.7	13.3	12.7	9.5	7.4
ハンガリー	賃金上昇率	19.7	19.7	21.7		17.4	15.1	14.5	
	物価上昇率	28.2	23.6	18.3	14.6	17.5	15.8	13.8	11.7
ポーランド	賃金上昇率	31.8	26.7	22.9		18.0	16.7	15.3	15.2
	物価上昇率	27.8	19.9	14.9	11.5	13.5	12.7	11.0	9.0
ロシア	賃金上昇率	119.5	51.3						
	物価上昇率	131.3	21.8	11.0	84.4	8.5	6.3	52.2	84.4

資料出所：経済企画庁「海外経済データ 平成11年5月」

OECD「Main Economic Indicators 11/98」

ロシアの賃金については、OECD「Short-Term Economic Indicators Transition Economies 4/1997」

ロシア連邦国家統計委員会発表

注1 すべての対前年（同期）比。

2 賃金は、特に記述のない限り、全産業平均月当たり賃金。

（ハンガリー：非農業部門平均賃金、チェッコ：工業部門平均賃金）

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第2章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第1節 賃金・物価の動向と対策

4 東欧諸国・ロシア

(1) チェッコ

イ 賃金・物価の動向

消費者物価上昇率は、98年第4四半期対前年比7.4%と低下傾向にある。

98年の月間平均賃金は、20人以上規模企業及び公共部門で11,688コルナ(約4万7千円)であった。

ロ 最低賃金の改訂

政府は98年12月、最低賃金を99年1月より従前の2,650コルナ(約1万円)から3,250コルナ(約1万3千円)に引き上げる決定を行った。

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第2章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第1節 賃金・物価の動向と対策

4 東欧諸国・ロシア

(2) ハンガリー

消費者物価上昇率は、98年第4四半期対前年比11.7%と依然として高水準にあるものの低下傾向にある。賃金上昇率は98年第3四半期同14.5%増と、物価上昇率と同程度の伸びを示している。

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第2章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第1節 賃金・物価の動向と対策

4 東欧諸国・ロシア

(3) ポーランド

消費者物価上昇率は、98年第4四半期対前年比9.0%と低下傾向にある。賃金上昇率は98年は物価上昇を上回る伸びを示している。

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第2章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第1節 賃金・物価の動向と対策

4 東欧諸国・ロシア

(4) ロシア

消費者物価は、98年8月の通貨危機以降上昇率が加速し、年間上昇率は2桁となり、98年度計の速報値では84.4%となっている。

依然として賃金未払い企業が多く、炭坑等で賃金支払を求める抗議行動が続いている。

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第2章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第2節 労働時間の動向と対策

1 主要先進諸国及びEU

(1) アメリカ

週当たり労働時間(民間非農業、生産・非監督的労働者)は、95年(34.5時間)から96年(34.4時間)にかけて減少したが、97年は上昇し34.6時間となった。98年は97年と同水準の34.6時間となった。

製造業の実労働時間をみると、全体の推移と同様、95年から96年にかけて減少していたが、97年は前年より0.4時間増の42.0時間の後、98年は前年より0.3時間減少して41.7時間となった。所定外労働時間の推移をみると、96年から97年にかけては増加したが、98年は前年より0.2時間減少して4.6時間となった。

表1-2-21 アメリカの支払い労働時間の推移

表1-2-21 アメリカの支払い労働時間の推移

	1995年	96年	97年	98年	(時間)			
					3月	6月	9月	12月
支払い労働時間(民間非農業)	34.5	34.4	34.6	34.6	34.6	34.6	34.4	34.6
(製造業)	41.6	41.6	42.0	41.7	41.7	41.8	41.6	41.7
所定外労働時間	4.4	4.5	4.8	4.6	4.6	4.6	4.5	4.5

資料出所：アメリカ労働省「Employment and Earnings」

注1 民間非農業、生産・非監督的労働者の週当たり支払い労働時間である。

2 「所定外労働時間」は、製造業の数値である。

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第2章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第2節 労働時間の動向と対策

1 主要先進諸国及びEU

(2) イギリス

イ 労働時間の動向

98年のフルタイム雇用者の週当たり実労働時間は40.2時間、うち、所定外労働時間は2.3時間となった。職種別にみると、ブルーカラー労働者は44.1時間、ホワイトカラー労働者は38.1時間となっている。

表1-2-22 イギリスの週当たり実労働時間の推移

表1-2-22 イギリスの週当たり実労働時間の推移

(時間)

年	計	ブルーカラー	ホワイトカラー
1995	40.3 (2.4)	44.3 (5.0)	38.1 (0.9)
96	40.2 (2.3)	44.0 (4.7)	38.2 (1.0)
97	40.3 (2.4)	44.2 (4.9)	38.2 (1.0)
98	40.2 (2.3)	44.1 (4.7)	38.1 (0.9)

資料出所：国家統計局「New Earnings Survey Part A」

注1 フルタイム雇用者のみ

2 カッコ内の数値は所定外労働時間で内数

ロ 労働時間規則の制定

政府は、98年7月30日、労働者の総労働時間を制限すること、年次有給休暇を新たに付与すること等を内容とする労働時間規則(注1)を公布した。本規則はEU労働時間指令(注2)の国内法化を図ったもので、イギリスにおける初めての週労働時間規制となるものである。イギリスは、93年、EU労働社会理事会において労働時間指令が採択された際に棄権し、更に94年に欧州司法裁判所に対し策定手続違反を理由として同指令の無効を訴えていたが、96年11月にその訴えが却下されたため、同指令が施行された96年11月23日以降は指令違反の状態となっていた。このため、同指令の国内法化に向けて、前保守党政権下で法案作成作業が進められていたが、労働党政権となり、あらためて労働時間規則のドラフトが98年4月8日に発表され、各方面からの意見を求めている。意見の提出期間(協議期間)は6月5日に終了し、今回

の規則の公表となったものである(98年10月1日より発効)。同規則の概要は以下のとおりである。

(イ) 適用範囲

義務教育終了年齢(16歳)以上の労働者。自営業者は含まれないが、派遣労働者、臨時雇用者等は含まれる。

また、以下のような適用除外業種・業務がある。

- a 運輸業、漁業その他海上労働に従事する労働者
- b 訓練中の医師
- c 軍隊、警察等における一定の活動

18歳未満の労働者(若年労働者)に関しては、いくつか特別な規定がある。

(ロ) 週労働時間

残業を含む1週間の平均総労働時間を17週間の平均で48時間とする(労使協約により平均期間は最大52週間まで延長可能)。

ただし、労働者個人が自発的に同意した場合は、この限りではない。

(ハ) 深夜労働(午後11時～翌午前6時までの間(午前0時～5時の間を含む特段の定めがある場合は当該定める間)に3時間以上労働すること。以下同じ。)

- a 24時間ごとに平均8時間。平均期間は週労働時間と同じ。
- b 危険業務や肉体的、心理的に負担のかかる業務については、24時間ごとに8時間以内。
- c 使用者は、深夜労働を命ずる場合、労働者に対し事前及び定期的に健康診断を受けさせる。

(二) 休日

1週間ごとに1日の休憩を付与する(若年労働者は2日)。

(ホ) 休息

1日に連続して11時間以上の休息を付与する(若年労働者は12時間以上)。

(ヘ) 休憩

1日の労働時間が6時間を超える場合は20分以上の休憩を付与する。(若年労働者については4.5時間を超える場合に30分以上)。

(ト) 有給休暇

3労働週(99年11月からは4労働週)の年次有給休暇を付与する(労働週とは、例えば週5日勤務の労働者であれば、5日)。この年次有給休暇は13週間の試用期間終了後に付与される。

(チ) 適用除外

なお、以下の者又は場合は例外として適用を除外する

a 管理のできない労働者 例:管理職、家族労働者

→年次有給休暇規定のみ適用

b 安全・監督、サービスの継続性の必要等の観点から除外される業務

例:港湾労働者、病院、水道等公共事業、警察、農業、添乗業務

c 緊急かつ予測不可能な場合

d 労働組合(組合がない場合は労働者代表)との合意がある場合本規則の規定を緩和もしくは撤廃できる

英国労働組合会議(TUC)は、本規則について欧州で最も長いといわれている労働時間を制限し、また、初めて年次有給休暇が権利として認められたことに対し、歴史的な意義を有するものであると評価している。ただし、同規則においては、労働者個人の合意による適用除外が認められるなど、使用者に悪用されるおそれのある規定もあり、完全な内容ではないとしている。こうしたことから、本規則の適正な運用のためにも、今後予定される労使関係法の改正(第1部第3章参照)、とりわけ、組合承認手続の法制化(注3)が重要な意味を持つてくる、としている(これは、組合の強制承認によって企業における組合の影響力を強化することが、適正な労働時間規制につながるとしているため)。

(注1) Regulations。日本の省令に相当。大臣が決定し、議会に提出して承認を得る。

(注2) EU労働時間指令は93年11月の労働社会理事会で採択されたもので、加盟国は96年11月までに指令実施のために必要な法令を整備するか、又は、労使が協定によって実施することができるよう保障することが義務づけられている。

1999年 海外労働情勢

同指令の主な内容は以下のとおり

- ・ 24時間につき最低連続11時間の休息期間
- ・ 6時間を超える労働日には休憩を設ける
- ・ 1週につき1日の休日
- ・ 週労働時間:1週間に平均して48時間以内
- ・ 最低4週間の年次有給休暇
- ・ 夜間労働:24時間につき8時間以内

(注3) 承認とは、一般的に労働組合が企業内で活動することを使用者により認められることをいう。具体的には、組合が苦情処理等において組合員を代表することが認められる場合、賃金に関する交渉が認められる場合等がある。全ての事項に関する交渉を承認される場合を完全承認、そうでない場合を部分承認という。承認組合の法的権利は団体交渉のための情報公開、整理解雇における協議と情報公開、等であるが、現在、承認を使用者に強制する法的手段は存在せず、使用者の裁量に委ねられている。このため、労働党政権は組合の強制承認手続きの法制化を公約としており、99年1月、これらを規定する雇用関係法案が議会に提出された。

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第2章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第2節 労働時間の動向と対策

1 主要先進諸国及びEU

(3) ドイツ

西部ドイツ及び東部ドイツの製造業生産労働者の98年の週当たり実労働時間は、それぞれ37.8時間及び39.7時間であった。

また、労働者1人当たりの週平均超過勤務時間は、西部ドイツにおいては94年、95年と増加したが、96年は1.3時間に減少し、97年も同数値であった。東部ドイツにおいては94年以降減少しており、96年の0.9時間から97年は0.8時間に減少した。

表1-2-23 週当たり支払労働時間の推移

表1-2-23 週当たり支払労働時間の推移

(時間、%)

	1994年	95年	96年	97年	98年
西部ドイツ	38.3	38.5	37.7	37.7	37.8
東部ドイツ	40.1	39.6	39.5	39.5	39.7

資料出所：連邦統計局「Statistisches Jahrbuch 1997」他、

連邦労働社会省「Bundesarbeitsblatt 10/1998」

注 95年まで：工業部門(Industrie)生産労働者 (Arbeiter)。

96年から：製造業(Produzierendes Gewerbe)生産労働者。

表1-2-24 超過勤務時間の推移

表1-2-24 超過勤務時間の推移

(時間)

	1992年	93年	94年	95年	96年	97年	98年	
							1～3月	4～6月
労働者1人当たり週平均 超過勤務時間 (時間)								
西部ドイツ	1.5	1.3	1.6	1.7	1.3	1.3	1.2	1.3
東部ドイツ	0.9	1.4	1.4	1.2	0.9	0.8	0.6	0.8

資料出所：労働市場・職業研究院 (IAB; Institut für Arbeitsmarkt und Berufsforschung
der Bundesanstalt für Arbeit) 「Zahlen-Fibel Ausgabe 1997」、IAB資料

注 工業部門 (建設業を含む) の生産労働者 (Arbeiter)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第2章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第2節 労働時間の動向と対策

1 主要先進諸国及びEU

(4) フランス

非農業労働者の週当たり実労働時間は96年は38.99時間、97年は38.95時間であった。

労働時間短縮の導入により最近の厳しい雇用情勢に対応するため週法定労働時間を35時間へと改定する「労働時間短縮に関する指導・奨励法」が98年6月に成立した(法案の主な内容等については、第1章第2節1(4)イ 経済及び雇用・失業の動向参照)。

表1-2-25 フランスの週当たり実労働時間の推移

(時間)

	94年	95年	96年	97年	98年	
					1月	4月
非農業労働者	39.00	39.01	38.99	38.95	38.92	38.87

資料出所：雇用連帯省「Bulletin Mensuel des Statistiques du Travail août 1998」

注1 各年数値は、各年1, 4, 7, 10月の平均

2 従業員規模10人以上企業

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第2章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第2節 労働時間の動向と対策

1 主要先進諸国及びEU

(5) カナダ

週当たり労働時間(民間非農業労働者)は、96年から97年にかけて若干増加したが、それ以降31時間前後で推移し、98年は31.2時間となった。

表1-2-26 カナダの週当たり支払い労働時間の推移

(時間)

	1995年	96年	97年	98年				
					3月	6月	9月	12月
労働時間	30.7	30.7	31.3	31.2	31.0	31.0	31.1	31.6

資料出所：カナダ統計局「Canadian Economic Observer」

注1 民間非農業労働者の週当たり労働時間

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第2章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第2節 労働時間の動向と対策

1 主要先進諸国及びEU

(6) EU

イ 労働時間の動向

EU全体のフルタイム雇用者の週当たり労働時間は、88年の40.7時間から減少傾向をたどり、91年に40.3時間となった後は同水準が続いている。

産業別にみると、製造業では40.6時間、サービス業では40.2時間となっている。

表1-2-27 EUの週当たり労働時間の推移

表 1 - 2 - 27 E U の週 当 た り 労 働 時 間 の 推 移

	(時間)								
	1989年	90年	91年	92年	93年	94年	95年	96年	97年
計	40.6	40.4	40.3	40.3	40.2	40.3	40.3	40.4	40.4
製 造 業	40.5	40.7	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.6	40.6
サービス業	40.3	40.1	40.0	40.0	39.9	40.1	40.1	40.2	40.2

資料出所：欧州統計局「YEARBOOK '97」。97年は同「Labour Force Survey 1997」。

ロ 労働時間指令適用拡大のための包括指令案採択

98年11月18日、欧州委員会は労働時間指令(注)の適用範囲を拡大するための包括指令案を採択した。今回の包括指令案は、全体として、これまで労働時間指令が適用されていなかった労働者全体をカバーするものとなっており、本指令案の成立により、EU域内全労働者が労働時間に関しEUレベルで何らかの最低基準を受ける枠組みができることとなる。

(イ) これまでの経緯

本問題については、98年3月31日、欧州委員会より労働時間指令の適用除外業種(空路、鉄道、道路、海上等における運送その他の海上労働及び訓練中の医師)に従事する労働者の安全衛生確保のため、同指令の適用拡大等、労働時間に関する規制のあり方について、労使団体に対し協議が行われ、9月30日、第2回労使協議の期限を迎えていた。その際、鉄道運送業及び海上運送業については労使合意が得られ、この合意内容を基にした協約の立法化手続に進むことが決定した。一方、適用除外分野の最大多数を占める道路運送業については、結果的に労使合意が得られず、この分野における適用拡大は欧州委員会自らによる指令案提出の手続に移行することとなっていた。なお、委員会としては非適用分野全体をまとめ1つのパッケージとして指令案を提出するとしており、今回の提案はこれを踏まえたものである。

(ロ) 指令案の概要

本指令案の対象はEU全体で500万人の労働者に及び、具体的には、道路、鉄道、海上、航空及び内水における輸送、漁業その他の海上労働並びに訓練中の医師の業務が新たに適用の対象となる。

今回の提案に当たり、これらの業種が指令成立当初適用除外とされた事情(業務の特殊性)、運送業の安全に係る他の立法措置との整合性、国際化及び競争環境といった要因にも十分配慮している。また、海上運送及び鉄道に関しては、上述労使協議を通じて得られた合意内容に従っており、さらに、協議不調に終わった道路運送についても、協議の過程で集約されてきた意見を十分尊重して立案している。

(a) 労働時間指令適用除外分野における労働時間規定のあり方に関するコミュニケーション

(b) 適用除外分野をカバーするための現行労働時間指令の修正指令案

(c) 道路運送業における移動型(mobile)労働者及び自営運転手の労働時間に関する指令案

(d) 海上労働者(seafarer)の労働時間に関する特別措置

? ECSC(the European Community Shipowners' Association)とFST(Federation of Transport Workers' Unions in the European Union)間の海上労働者の労働時間に関する合意に基づく指令案

? 域内港湾に寄港中の船舶に乗船している間における海上労働者の労働時間の規制に関する指令案

? ILO第180号条約(海上労働者の労働時間)及びILO第147号条約付属書(海上労働者の最低労働基準)の批准に関する勧告

本指令案により、現行労働時間指令は全ての非移動型(non-mobile)労働者、鉄道業における全労働者及びその他の海上労働者(石油・ガス採掘を想定)に適用されることになった。その際には、運用上及び安全上の必要に応じ、現指令に規定されている弾力条項を適宜運用することとなった。

また、同指令中の一般的条項(休憩時間、週労働時間、4週間の年休、健康診断)は大部分の移動型労働者に適用される。

さらに、道路及び海上における移動型労働者については、本分野における業務の特殊性及び運送の安全確保のための規制を考慮し、また、運転時間等に関する現行EU規制及び国際的規制との整合性を確保するため、いくつかの特例規定が設けられている。

(注) 労働時間指令は93年11月の労働社会理事会で採択されたものであり、加盟国は必要な法令を整備するか、又は、労使が協定によって実施することができるように保障することが義務づけられている。

指令の主目的は長時間労働、不十分な休養及び分裂的労働パターンによる健康への悪影響から労働者を保護することであり、特に以下を規定している。

- ・ 24時間につき最低連続11時間の休息期間
- ・ 6時間を超える労働日には休憩を設ける
- ・ 1週につき1日の休日
- ・ 週労働時間:1週間に平均して48時間以内(時間外労働を含む)
- ・ 最低4週間の年次有給休暇
- ・ 夜間労働:24時間につき8時間以内

さらに、夜間労働者及び交替制労働者の安全衛生確保に関する規定が設けられている。

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第2章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第2節 労働時間の動向と対策

2 アジア

(1) 韓国

韓国では、非農林漁業雇用者の月間労働時間は87年以降減少傾向にある。95年は207.0時間(対前年1.1時間増)と増加したものの、96年205.6時間、97年203.0時間、98年199.2時間と減少している。

表1-2-28 韓国の実労働時間の推移

表 1 - 2 - 28 韓国の実労働時間の推移

	(時間)			
	1995年	96年	97年	98年
非農林漁業	207.0	205.6	203.0	199.2
製造業	213.7	210.0	207.6	200.0

資料出所：韓国経営者総協会「労働経済年鑑」

注：韓国は、事業所規模10人以上の事業所の月間実労働時間

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第2章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第2節 労働時間の動向と対策

2 アジア

(2) シンガポール

シンガポールでは、6大産業労働者(製造業、建設業、商業、運輸・通信業、金融・保険・不動産業、対社会・個人サービス業)の週当たり実労働時間(各年9月)は、93年以降増加傾向にあり、97年には47.3時間(対前年0.1時間増)となった。

製造業は、6大産業全体の平均より2時間程度労働時間が長くなっており、97年は49.4時間(対前年0.2時間増)となった。

表1-2-29 シンガポールの週実労働時間の推移

表 1 - 2 - 29 シンガポールの週実労働時間の推移

(時間)

	1994年	95年	96年	97年
6大産業	47.0	47.1	47.2	47.3
製造業	49.2	49.4	49.2	49.4

資料出所：シンガポールは人材開発省「Singapore Yearbook of Labour Statistics」

注：賃金は製造業の数値。

第 1 部 1998～99年の海外労働情勢

第 2 章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第 2 節 労働時間の動向と対策

2 アジア

(3) 台湾

台湾の製造業労働者の月間実労働時間は、200時間前後で推移している。

表1-2-30 台湾の実労働時間の推移

表 1 - 2 - 30 台湾の実労働時間の推移					
	1994年	95年	96年	97年	98年
製 造 業	202	202	201	202	198

資料出所：経済建設委員会「Taiwan Statistical Data Book」、「自由中国之工業」

注 製造業労働者の月間労働時間

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第2章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第2節 労働時間の動向と対策

2 アジア

(4) インドネシア

96年9月に発表された「1995年人口調査結果報告書(Result of the 1995 Intercensal Populaton survey)」によれば、全産業労働者の週当たり平均労働時間は45時間である。なお、産業別では、運輸・倉庫・通信業が51時間、建設業が48時間、商業・レストラン・ホテル業が47時間と、他の産業と比較して長くなっている。なお、インドネシアには、時系列的な労働時間統計が存在しない。

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第2章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第2節 労働時間の動向と対策

2 アジア

(5) タイ

非農業部門労働者の月当たり実労働時間は、93年以降増加傾向となり、93年は193.48時間(対前年0.48時間増)、94年は194.05時間(同0.57時間増)と推移し、95年は198.22時間(同4.17時間増)と大幅に増加した。

表1-2-31 タイの月当たり実労働時間の推移

表1-2-31 タイの月当たり実労働時間の推移						
	1990年	91年	92年	93年	94年	95年
労働時間	196.29	193.02	193.00	193.48	194.05	198.22

資料出所：ILO「Yearbook of Labour Statistics 1998」

注 非農業部門労働者の月当たり実労働時間。毎年8月の数値。

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第2章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第2節 労働時間の動向と対策

2 アジア

(6) フィリピン

非農業部門労働者の週当たり実労働時間は、91年以降46時間台で推移し、95年は46.6時間(対前年比0.3時間増)、96年は46.2時間(同0.4時間減)、97年は45.9時間(同0.3時間減)となっている。

表1-2-32 フィリピンの週当たり実労働時間の推移

(時間)								
	1990年	91年	92年	93年	94年	95年	96年	97年
労働時間	47.6	46.7	46.6	46.4	46.3	46.6	46.2	45.9

資料出所：I.L.O.「Yearbook of Labour Statistics 1998」

注 非農業部門労働者の週当たり実労働時間。毎年10月の数値。

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第2章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第2節 労働時間の動向と対策

2 アジア

(7) 中国

中国の法定労働時間は、95年1月に施行された「中華人民労働法」により、1日8時間、週40時間とされている。

全産業労働者の月間実労働時間は、96年148.9時間(対前年8.6時間減)、97年135.5時間(同13.4時間減)となった。

表1-2-33 中国の月間総実労働時間の推移

表 1 - 2 - 33 中国の月間総実労働時間の推移				
	1994年	95年	96年	97年
全 産 業	147.2	157.5	148.9	135.5

資料出所：ILO「Yearbook of Labour Statistics」

注 全産業労働者の月間実労働時間。94年までは8大都市の数値。95年は6都市の国有企業部門の数値。96年は4都市の国有企業部門の数値。

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第2章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第2節 労働時間の動向と対策

2 アジア

(8) 香港

香港では、非農林漁業雇用者の週当たり実労働時間は、95年45.1時間(対前年0.7時間減)、96年46.1時間(同1.0時間増)となったが、97年央からの景気後退等の影響により、97年は45.2時間(同0.9時間減)となった。

表1-2-34 香港の実労働時間の推移

表 1 - 2 - 34 香港の実労働時間の推移

(時間)

	1994年	95年	96年	97年
非農林漁業	45.8	45.1	46.1	45.2

資料出所：ILO「Yearbook of Labour Statistics1998」

工業を除く非農林漁業の15歳以上の雇用者の週当たり実労働時間。

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第2章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第2節 労働時間の動向と対策

3 大洋州

(1) オーストラリア

製造業労働者の週当たり実労働時間は、95年は38.7時間、96年は38.7時間、97年は38.5時間となっており、概ね38時間後半から39時間前半で推移している。

表1-2-35 オーストラリアの週当たり実労働時間の推移

表1-2-35 オーストラリアの週当たり実労働時間の推移

	(時間)			
	1994年	95年	96年	97年
製造業	35.9	38.7	38.7	38.5
産業計	35.9	35.9	35.1	35.0

資料出所：ILO『Yearbook of Labour Statistics 1998』

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第2章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第2節 労働時間の動向と対策

3 大洋州

(2) ニュージーランド

非農業部門雇用者の週当たり実労働時間は、94年は39.1時間(前年比0.1時間増)、95年は39.4時間(同0.3時間増)の後、96年は39.4時間(同0時間)と増加傾向にあったが、97年は39.1時間(同0.3時間減)となった。

表1-2-36 ニュージーランドの週当たり支払い労働時間の推移

表 1 - 2 - 36 ニュージーランドの週当たり支払い労働時間の推移

(時間)

	1993年	94年	95年	96年	97年
労働時間	39.0	39.1	39.4	39.4	39.1

資料出所：ILO「Yearbook of Labour Statistics 1998」

注 非農業部門雇用者（林業と森林伐採業を含む）で、2人以上のフルタイム雇用者に相当する雇用者を雇用する事業所の支払い労働時間

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第2章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第2節 労働時間の動向と対策

4 その他の欧州諸国・ロシア

(1) 労働時間の動向

スウェーデン、オーストリア、ハンガリーの労働時間は僅かではあるが上昇しており、ロシアでは減少している。

表1-2-37 その他のヨーロッパ諸国・ロシアでの労働時間及びその動向

表1-2-37 その他のヨーロッパ諸国・ロシアでの労働時間及びその動向

	(時間)				
	1993年	94年	95年	96年	97年
ス イ ス	41.9	41.9	41.9	41.9	41.9
ス ペ イ ン	36.6	36.8	36.7	36.7	36.6
ポ ル ト ガ ル	38	39			
ギ リ シ ャ	42.0	42.0	41.0	41.0	41.0
スウェーデン	36.0	36.4	36.4	36.4	36.5
オーストリア			35.4	35.9	36.1
チ ェ ッ コ	40.0	39.4	41.8	39.8	
ハンガリー	33.2	33.5	33.8	34.0	34.2
ポーランド		40.6	40.4	41.2	40.9
ロ シ ア	34.2	33.0	33.2	32.1	

資料出所 : I L O 「Yearbook of Labour Statistics 1998」

注 : 原則として、週当たり労働時間、全産業、全労働者、男女計。

スイス : 事務労働者

スペイン : 16歳以上

チェッコ : 生産労働者、94年までは規模25人以上企業、95年以降同100人以上企業。

ハンガリー : 製造業、生産労働者。元数値は月間労働時間なので、これを4.35 (1月における平均週数) で割って求めた。

ポーランド : 97年は11月の数値。

ロシア : 大企業、中企業

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第2章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第2節 労働時間の動向と対策

4 その他の欧州諸国・ロシア

(2) 労働時間をめぐる各国での動き

イ スイスの労働法改正

従来の労働法では時代に合わない点があり、また企業の競争力の妨げにもなっているとの理由から、労働時間を定める労働法の改正が98年3月に行われた。同改正の主内容は次のとおり。

- ・労働官署の許可の不要な労働時間帯を、夜間は午後11時までに延長する(従前は午後8時まで)、許可の必要な夜間労働の時間帯は、午後11時から午前6時までに改める(賃金は10%割増)。
- ・夜間労働については、労働時間の10%に相当する時間を休暇として取得する権利等を認める。
- ・男女の別なく夜間労働を認めることとする。
- ・年間総残業時間の上限を140時間から170時間とする(産業により異なる)。

これに対して、一部の労働団体等が、改正法は夜間労働の強制につながるとして反対したことから、他問題(スイス国鉄のインフラ整備や穀物法の改正等)と同時に労働法の改正に係る国民投票が11月29日に行われたが、同改正法は賛成63.4%で可決された。

ロ スペイン

フランスでの週35時間労働法制定の動きに影響され、スペインでも法定週労働時間を40時間から35時間へ短縮する法改正の動きが起きている。この問題等を話し合うための政労使三者会談が、政府、労働組合(労働総同盟[UGT;社会党系]、CCOO[共産党系])、経営側(CEOE)の間で98年6月から始まったが、協議は難航し、労働時間短縮に係る合意は現在に至るまで形成されていない。

労働組合側は、労働時間短縮は最終的には労使の交渉によって行われるべきではあるものの、フランス同様、政府の援助措置や労働時間法制度の改正が必要であるとしている。

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第2章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第3節 労働災害の動向

1 主要先進諸国及びEU

(1) アメリカ

97年におけるフルタイム労働者100人当たりの休業災害発生件数は2.0件であり、96年より0.2件減少した。産業別にみると、建設業3.6件(96年3.7件)、運輸・公益業3.5件(同3.8件)、農林水産業2.9件(同3.0件)などが高い。

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第2章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第3節 労働災害の動向

1 主要先進諸国及びEU

(2) イギリス

死亡災害発生件数は、96年度の287件から、97年度は268件(速報値)と19件減少した。内訳は、雇用者210件(前年度より3件増)、自営業者58件(同22件減)となっている。

97年度の雇用者及び自営業者10万人当たりの死亡災害発生率は1.0%と95年度と同率で、88年以降最も低い水準となっている。特に雇用者では0.9%と低くなっており、また両者とも88年度以降低下傾向が続いている。

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第2章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第3節 労働災害の動向

1 主要先進諸国及びEU

(3) ドイツ

労働災害件数(申告義務あり)は、97年は約159万8千件と96年に比べて3.5%減少した。しかし労働災害死亡者(事故後30日以内の死亡)数は、97年は1,403人と、96年に比べて14.3%増加した。

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第2章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第3節 労働災害の動向

1 主要先進諸国及びEU

(4) フランス

98年2月の発表では、95年の労災発生件数は672,234件で、対前年比約4,300件増加した。重大事故は94年と比較して8.9%増の60,250件となった。

死亡事故に関しては、95年は、対前年比11.7%減の712件で過去最低となった。

全国被用者疾病保険金庫(CNAM)は98年12月末に新たな労災保険の保険料率(事業主負担、産業ごとに異なり、毎年見直される)を決定した。それによると、労災保険料率は、産業平均で、98年の2.262%から99年は2.210%に引き下げられた。

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第2章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第3節 労働災害の動向

2 アジア

(1) 韓国

労働災害の被災者数は、95年7万8,034人、96年7万1,548人、97年66,761人と減少したが、逆に、労働災害による死亡者数は、95年2,662人(前年比0.6%減)、96年2,670人(同0.3%増)、97年2,742人と増加している。

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第2章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第3節 労働災害の動向

2 アジア

(2) シンガポール

労働災害の発生件数は、95年3,948件、(同1.4%減)、96年は4,306件(同9.1%増)、97年は4,442件と増加した。労働災害による死亡者数は、95年64人(同20.8%増)、96年73人(同14.1%増)、97年103件(同41.1%増)と増加した。

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第2章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第3節 労働災害の動向

2 アジア

(3) 台湾

労働災害の被災者数は、94年6万4,416人(前年比4.8%減)、95年5万9,375人(同7.8%減)と減少した後、96年は5万9,465人(同0.2%増)とやや増加した。労働災害による死亡者数は、94年263人(前年比8.4%減)、95年247人(同6.1%減)、96年278人(同12.6%増)となった。

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第2章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第3節 労働災害の動向

2 アジア

(4) 中国

96年の労働災害の発生件数は1万8,268件(前年比12.5%減)となった。また、死亡者数は1万7,558人(前年比9.8%減)となった。

産業別にみると、依然として鉱山において事故が多発しており、発生件数では全体の39.8%を占めている。

第1部 1998～99年の海外労働情勢

第2章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第3節 労働災害の動向

2 アジア

(5) 香港

労働災害の被災者数は、96年5万9,465人(前年比0.28%増)となった後、97年6万2,776人と増加した。労働災害による死亡者数は、95年247(前年比6.1%減)と減少したが、96年は278人(同12.6%増)と増加に転じている。
